

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**

**大学院学生研究**

**2018年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院	文学研究科	教育学専攻
<b>研究代表者</b> (2019年3月現在のものを記入)	在籍課程・学年・学生番号		氏名
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年	<input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 3年・16PF001B	今井 聖 印
<b>指導教員</b>	所属・職名		氏名
	文学部 教授		北澤 毅 印
<b>自然・人文・社会の別</b>	自然 ・ 人文 ・ <b>社会</b>	<b>個人・共同の別</b> <b>個人</b> ・ 共同	名
<b>研究課題</b>	「学校事件」に関する言説と遺族経験の社会学的研究		
<b>研究組織</b> (研究代表者・共同研究者) ※2019年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年		氏名
	文学研究科・教育学専攻・博士後期課程 3年		今井 聖
<b>研究期間</b>	2018 年度		
<b>研究経費</b> (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円		

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究では、特に 2000 年代以降における、子どもの自殺の意味変容のあり様を明らかにすることを目的に、学校が関わる子どもの自殺事件(「学校事件」)の語られ方と、遺族の経験のあり方に着目した。そうした「学校事件」のなかでも、社会的に重要な意義を有したいくつかの事件については、遺族へのインタビュー調査を実施するとともに、事件に関する資料提供を受けて、分析に取り組んだ。

「学校事件」においては、裁判での事実認定や責任帰属の争いの他に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に基づく死亡見舞金の遺族への支給認定が争点となる場合がある。そうした社会制度と遺族経験に着目して、「学校事件」の現在を考察した。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 子どもの自殺 } { 学校問題 } { いじめ自殺 }

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的は、特に 2000 年代以降における、子どもの自殺の意味変容について、学校が関わる子どもの自殺事件(「学校事件」)の語られ方と、遺族の経験のあり方との関連において明らかにするということであった。一口に現代の「学校事件」と言っても、そこには多様な事件が含まれることになる。以下では、本調査研究を進めていく上で、特に焦点化したいいくつかの論点を取り上げて記すことで、研究成果とする。

\*なお、本研究では、いくつかの具体的な事件(「いじめ自殺事件」「指導死事件」)についての現地調査を実施した。そうした事件調査に関しては、倫理的配慮を要する部分もあるため、本報告においては限定的な記述に留める。

**① 学校安全問題としての子どもの自殺**

本研究題目に関して、まずは、現代における子どもの自殺の位置を明らかにするため、それがどのように「学校の問題」「教育問題」として位置づけられてうのかを考察した。

そうした観点から重要なのは、2009 年に施行された「学校保健安全法」の条文である。日本における学校安全の歴史を振り返れば、その言葉自体は、1959 年に成立した「日本安全学校法」に確認することができる。この法律は、1950 年代に大きな学校災害が相次いで発生したことを受けて、学校の管理下における災害に対する給付や学校安全に関する事業を国家レベルで実施するべきという声が強まったことを背景としている。その意味で、社会問題としての学校安全問題は、1950 年代においてすでに存在していたと言ってよい。その上で、学校安全の現代的課題や争点を示すものとしての「学校保健安全法」においてとりわけ特徴的であるのは、何よりもまず、学校安全を確保するための「責任法制」の確立が図られていることである。さらに、同法 26 条、および、文部科学省通知「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」(2008 年 7 月 9 日付)を参照すると、学校安全問題が、いじめ問題を包含しうるかたちで構成されていることがわかる。

こうした学校安全の問題は、子どもの死をめぐる社会的機制と深く関係している。独立行政法人日本スポーツ振興センターによる、共済給付制度に基づく死亡見舞金の遺族への支給は、「学校の管理下」における子どもの死に対する具体的な手立ての一例である。

なかでも、経験的研究としての本研究が着目したのは、この「学校の管理下」という条文をめぐる具体的運用についてである。2006 年 10 月に発生した福岡県筑前町中学生のいじめ自殺事件における死亡見舞金の支給認定をめぐる遺族の「クレーム申し立て活動」は、「学校外の自殺」にも支給を認める省令改正へと繋がるかたちで、制度の運用に変更を来す帰結を生んだといえるが、その際に焦点化されたのが、(学校外での自殺であっても)学校に「原因」を帰属可能にする「いじめ自殺」の事実認定である(詳細は、拙稿「学校安全問題の拡大と「指導死」概念 - 2000 年代の日本における学校安全施策と言説に着目して -」、『神奈川大学心理・教育研究論集』、第 45 巻、2019 年)。また、遺族は、こうした具体的な制度への救済申し立てのなかで、遺族としてのアイデンティティを実践しながら、他の遺族とのつながりを形づくることを行なっている(「制度の改正が、今後、多くの遺族の救済につながることを期待しています」という語りがある)。という語りがある。

## 研究成果の概要 つづき

### ② 〈遺族〉カテゴリーのもとでの集まりと活動

本研究では、自殺によって子どもを亡くし、遺族となった人たちが、〈遺族〉カテゴリーのもとでの集まりと活動を行なっていることに着目し、フィールドワークと聞き取り調査から遺族の経験に接近することで、現代における子どもの自殺の意味を考察した。

遺族たちのなかには、「学校事件・事故を語る会」のような遺族団体を立ち上げたり、参加したりするなかで、自らの子を亡くした経験を、より一般的な問題と結びつけるかたちで、社会的な問題提起や支援のための活動を行なっている者がいる。

たとえば仙台市では、3年連続で中学生の自殺事件が生起するなど、教育現場や行政のありかたが問題化している。2017年11月には、いじめが原因で命を絶ったとみられる子どもの遺族のための支援団体「東北いじめ総合支援センター」が、仙台市を拠点に発足した。宮城、山形県のいじめ事件の遺族が中心となった、東北では初めての組織である。当組織の連携的な取り組みと、仙台市の「いじめ自殺」事件の遺族たちの経験のあり方の相互的な関係は、昨今増加している第三者委員会調査の立ち上げやその委員の選定をめぐるポリティクス、またそうした機関による事件の事実認定に基づいてなされる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度である死亡見舞金の給付認定の可否をめぐる取り組みなどの問題に対しても、示唆を有するものである。

**研究発表** (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて提出してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

**① 雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)**

1. 今井聖、「学校安全問題の拡大と「指導死」概念－2000年代の日本における学校安全施策と言説に着目して－」、『神奈川大学 心理・教育研究論集』、第45巻、2019年。

**② 図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)**

なし

**③ シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)**

なし

**④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)**

なし